13　「【申請の理由】」の欄には、「特許料の軽減（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第１項）」のように記載した上で、行を改めて承認地域経済牽引事業計画の名称と承認者名を括弧書きで記載する。
14　複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分まで」のように記載する。
15　「【提出物件の目録】」の欄には、手続に係る書類名及び当該書類の通数を記載する。
16　「（【提出日】平成　　年　　月　　日）」には、可能な限り提出する日を記載する。
17　とじ方は可能な限り左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるよう、ホッチキス等を用いてとじる。
18　申請書等が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
19　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き又は行間挿入を行ってはならない。
20　第三条の規定により添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて、当該添付書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される当該添付書面が提出された手続に係る出願の表示を記載する。また、２以上の添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を設けて記載する。

【物件名】
　【援用の表示】
【物件名】
　【援用の表示】

様式第２（第２条関係）

【書類名】　審査請求料軽減申請書（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【出願の表示】
　【出願番号】
【申請人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【申請の理由】
【提出物件の目録】
（備考）
１　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成　　年　　月　　日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「ＰＣＴ／○○○○／○○○○○」のように国際出願番号を記載する。
２　「【申請の理由】」の欄には、「審査請求料の軽減（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第２項）」のように記載した上で、行を改めて承認地域経済牽引事業計画の名称と承認者名を括弧書きで記載する。
３　その他は、様式第１の備考１から３まで、備考５から12まで、備考15から20までと同様とする。

様式第３（第４条関係）

商標権譲受申請書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事（経済産業大臣）　殿
１　商標登録番号　　第　　号
２　登録の目的　　本商標権の譲受け
３　申請人
　住所（居所）
　氏名（名称）　　印
　（代表者）
　（国籍）
４　添付書面の目録
⑴　一般社団法人の社員名簿及び組合等の構成員名簿　１通
⑵　組合等又はその構成員が促進区域で事業を行っていることを証する書面　１通
⑶　組合等が一般社団法人から商標権の譲受けを申請することについて同意を得ていることを証する書面　１通

告示

○農林水産省告示第四号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十号、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第六項第八号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第一号）第六条第一号ニ、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）第三条第二号ニの規定に基づき、農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

金融庁長官　森　　信親
農林水産大臣　山本　有二

農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示

（農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部改正）

第一条　平成十三年九月十三日農林水産省金融庁告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後	改正前
（業務の代理の業務を営むことのできる者） **第四条**　（略） ２　法第五十四条第四項第十号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 一　株式会社日本政策金融公庫の業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号	（業務の代理の業務を営むことのできる者） **第四条**　（略） ２　法第五十四条第四項第十号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 一　株式会社日本政策金融公庫の業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号